

特定労務管理対象機関の指定について

特定労務管理対象機関の指定について

1 概要

令和6年度（2024年4月）以降、医療機関に勤務する医師の時間外労働が上限水準（年間の時間外・休日労働時間が960時間）を超える医師がいる場合は、医療機関勤務環境評価センターの評価を受け、県から特定労務管理対象機関の指定を受けることが必要

2 医療審議会の役割

＜新医療法(※)第113条第5項＞

県は特定労務管理対象機関の指定をするに当たっては、医療審議会の意見を聴かなければならない。

※良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）施行後の医療法を指す。

地域の医療提供体制の確保の観点等を踏まえ、以下について意見聴取

- ①地域の医療提供体制の構築方針と整合的であること
- ②地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざる得ないこと

3 申請内容

つぎの4医療機関より、特定地域医療提供機関（B水準）及び連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）に係る指定の申請がなされた。

医療機関勤務環境評価センターによる評価結果通知書等を踏まえ、申請内容に対応した審査項目に沿って指定要件を満たしていることを確認したところであり、特定労務管理対象機関として指定することとしたい。

【特定地域医療提供機関（B水準）】

- ・高知大学医学部附属病院
- ・高知県・高知市病院企業団立高知医療センター
- ・高知県立幡多けんみん病院
- ・高知赤十字病院

【連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）】

- ・高知大学医学部附属病院

4 今後の予定

- 令和6年2月
- ・医療従事者確保推進部会で報告
 - ・特定労務管理対象機関の指定、公示
 - ・医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の公表

特定労務管理対象機関指定審査表

特定地域医療提供機関（B 水準）：高知大学医学部付属病院

B 水準…地域に必要な医療提供体制を確保する観点から、必要とされる機能を果たすために
自院において、時間外・休日労働が年 960 時間を超える場合に設けられた水準

項目	指定要件	確認内容 【確認書類】	審査 結果
1	(i)～(iii)のいずれかに該当。 (i)救急医療を提供する医療機関 (ii)在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 (iii)地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた医療機関	(i)、(iii)に該当 ・救急告示病院 【救急告示病院通知書】 ・急性心筋梗塞治療センター ・脳卒中センター 【第7期高知県保健医療計画】 ・地域周産期母子医療センター 【地域周産期母子医療センター認定書】	適
2	年 960 時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務が存在	項目1のとおり	適
3	当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成された労働時間短縮計画（計画には、労働時間の状況、労務及び健康管理に関する事項、労働時間の短縮に係る目標及び取組が全て記載されていること）	医師を含む関係者が参画するワーキンググループで検討を行い策定 労働時間短縮計画は、国のガイドラインに示されたひな形をもとに作成され、全ての項目を記載 【医師労働時間短縮計画】 【評価結果通知書】	適
4	面接指導及び休息時間の確保にかかる体制の整備	面接指導及び勤務間インターバルと代償休息の運用を定め、体制を整備 【面接指導マニュアル】	適

		【勤務間インターバルと代償休息マニュアル】 【評価結果通知書】	
5	労働法制にかかる違反の有無	違反なし 【誓約書】	適
6	B水準の適用が、医療計画や地域医療構想との整合性がとれており、地域の医療提供体制全体としてもやむを得ず医師が長時間労働となる。	当該医療機関は、救急告示病院として救急患者の受け入れや「急性心筋梗塞治療センター」、「脳卒中センター」、「地域周産期母子医療センター」としての機能を担い、他の医療機関では対応困難な高度医療を提供している。 また、当該医療機関の医師は、質の高い医療を継続的に提供しており、今後も地域の医療提供体制を維持していくにあたっては、やむを得ず医師が長時間労働となる。	適

特定労務管理対象機関指定審査表

特定地域医療提供機関（B 水準）：

高知県・高知市病院企業団立高知医療センター

B 水準…地域に必要な医療提供体制を確保する観点から、必要とされる機能を果たすために
自院において、時間外・休日労働が年 960 時間を超える場合に設けられた水準

項目	指定要件	確認内容 【確認書類】	審査 結果
1	(i)～(iii)のいずれかに該当。 (i)救急医療を提供する医療機関 (ii)在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 (iii)地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた医療機関	(i) に該当 ・救命救急センター 【救命救急センター設置承認書】	適
2	年 960 時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務が存在	項目 1 のとおり	適
3	当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成された労働時間短縮計画（計画には、労働時間の状況、労務及び健康管理に関する事項、労働時間の短縮に係る目標及び取組が全て記載されていること）	医師を含む関係者が参画する委員会で検討を行い策定 労働時間短縮計画は、国のガイドラインに示されたひな形をもとに作成され、全ての項目を記載 【医師労働時間短縮計画】 【評価結果通知書】	適

4	面接指導及び休息時間の確保にかかる体制の整備	面接指導実施マニュアルの作成及び職員就業規則の改正により、体制を整備 【面接指導実施マニュアル】 【職員就業規則】 【評価結果通知書】	適
5	労働法制にかかる違反の有無	違反なし 【誓約書】	適
6	B水準の適用が、医療計画や地域医療構想との整合性がとれており、地域の医療提供体制全体としてもやむを得ず医師が長時間労働となる。	当該医療機関は、複数の診療科にわたる重篤な救急患者を受け入れる「救命救急センター」を運営し、他の医療機関では対応困難な高度医療を提供している。 また、当該医療機関の医師は、質の高い医療を継続的に提供しており、今後も地域の医療提供体制を維持していくにあたっては、やむを得ず医師が長時間労働となる。	適

特定労務管理対象機関指定審査表

特定地域医療提供機関（B 水準）：高知県立幡多けんみん病院

B 水準…地域に必要な医療提供体制を確保する観点から、必要とされる機能を果たすために
自院において、時間外・休日労働が年 960 時間を超える場合に設けられた水準

項目	指定要件	確認内容 【確認書類】	審査 結果
1	(i)～(iii)のいずれかに該当。 (i)救急医療を提供する医療機関 (ii)在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 (iii)地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた医療機関	(i)、(iii)に該当 ・救急告示病院 【救急告示病院通知書】 ・地域がん診療連携拠点病院 【地域がん診療連携拠点病院指定所】	適
2	年 960 時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務が存在	項目 1 のとおり	適
3	当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成された労働時間短縮計画（計画には、労働時間の状況、労務及び健康管理に関する事項、労働時間の短縮に係る目標及び取組が全て記載されていること）	医師を含む関係者が参画する委員会で検討を行い策定 労働時間短縮計画は、国のガイドラインに示されたひな形をもとに作成され、全ての項目を記載 【医師労働時間短縮計画】 【評価結果通知書】	適
4	面接指導及び休息時間の確保にかかる体制の整備	面接指導に関する実施要領及び勤務間インターバル規程を作成し、体制を整備	適

		【長時間労働を行う医師の追加的健康確保措置の実施に関する取り扱い要領】 【評価結果通知書】	
5	労働法制にかかる違反の有無	違反なし 【誓約書】	適
6	B水準の適用が、医療計画や地域医療構想との整合性がとれており、地域の医療提供体制全体としてもやむを得ず医師が長時間労働となる。	当該医療機関は、救急告示病院として救急患者の受け入れや「地域がん診療連携拠点病院（担当医療圏：幡多）」としての機能を担い、他の医療機関では対応困難な高度医療を提供している。また、当該医療機関の医師は、質の高い医療を継続的に提供しており、今後も地域の医療提供体制を維持していくにあたっては、やむを得ず医師が長時間労働となる。	適

特定労務管理対象機関指定審査表

特定地域医療提供機関（B 水準）：高知赤十字病院

B 水準…地域に必要な医療提供体制を確保する観点から、必要とされる機能を果たすために
自院において、時間外・休日労働が年 960 時間を超える場合に設けられた水準

項目	指定要件	確認内容 【確認書類】	審査 結果
1	(i)～(iii)のいずれかに該当。 (i)救急医療を提供する医療機関 (ii)在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 (iii)地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた医療機関	(i) に該当 ・救命救急センター 【救命救急センター指定書】	適
2	年 960 時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務が存在	項目 1 のとおり	適
3	当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成された労働時間短縮計画（計画には、労働時間の状況、労務及び健康管理に関する事項、労働時間の短縮に係る目標及び取組が全て記載されていること）	医師を含む関係者が参画する委員会で検討を行い策定 労働時間短縮計画は、国のガイドラインに示されたひな形をもとに作成され、全ての項目を記載 【医師労働時間短縮計画】 【評価結果通知書】	適
4	面接指導及び休息時間の確保にかかる体制の整備	面接指導に関する実施要領及び勤務時間インターバル規程を作成し、体制を整備	適

		【面接指導に関する実施要領】 【勤務間インターバル規程】 【評価結果通知書】	
5	労働法制にかかる違反の有無	違反なし 【誓約書】	適
6	B水準の適用が、医療計画や地域医療構想との整合性がとれており、地域の医療提供体制全体としてもやむを得ず医師が長時間労働となる。	当該医療機関は、複数の診療科にわたる重篤な救急患者を受け入れる「救命救急センター」を運営し、他の医療機関では対応困難な高度医療を提供している。 また、当該医療機関の医師は、質の高い医療を継続的に提供しており、今後も地域の医療提供体制を維持していくにあたっては、やむを得ず医師が長時間労働となる。	適

特定労務管理対象機関指定審査表

連携型特定地域医療提供機関（連携 B 水準）：高知大学医学部附属病院

連携 B 水準…地域に必要な医療提供体制を確保する観点から、医師の派遣を行う必要があり、
副業・兼業先での労働時間も通算すると時間外・休日労働が年 960 時間を超える
場合に設けられた水準

項目	指定要件	確認内容 【確認書類】	審査 結果
1	医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関	地域の医療提供体制を確保するために派遣を行っている 【派遣先医療機関一覧】	適
2	副業・兼業により時間外・休日労働が年 960 時間を超えることがやむを得ない医師が勤務	項目 1 のとおり	適
3	当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成された労働時間短縮計画（計画には、労働時間の状況、労務及び健康管理に関する事項、労働時間の短縮に係る目標及び取組が全て記載されていること）	医師を含む関係者が参画する委員会で検討を行い策定 労働時間短縮計画は、国のガイドラインに示されたひな形をもとに作成され、全ての項目を記載 【医師労働時間短縮計画】 【評価結果通知書】	適
4	面接指導及び休息時間の確保にかかる体制の整備	面接指導に関する実施要領及び勤務間インターバル規程を作成し、体制を整備 【面接指導マニュアル】 【勤務間インターバルと代償休息マニュアル】 【評価結果通知書】	適
5	労働法制にかかる違反の有無	違反なし 【誓約書】	適

6	医師の派遣が医療提供体制の確保のために必要と認められ、連携B水準の適用が医療計画や地域医療構想との整合性がとれており、地域の医療提供体制全体としてもやむを得ず医師が長時間労働となる。	当該医療機関は、医師の派遣を行うことにより他医療機関と連携して地域の医療提供体制を支えている。 また、当該医療機関の医師は、質の高い医療を継続的に提供しており、今後も地域の医療提供体制を維持していくにあたっては、やむを得ず医師が長時間労働となる。	適
---	--	---	---

医療機関勤務環境評価センターによる評価結果について

1 概要

新医療法(※)第 113 条第 4 項により県が特定労務管理対象機関の指定をするに当たっては、医療機関勤務環境評価センター（以下、「評価センター」という。）からの評価結果通知書に記載された評価結果を踏まえなければならない。

評価センターによる評価結果は、5つの体系で示され、「4」又は「5」の評価を受けた医療機関の指定を行う際は、必要に応じて評価センターに評価結果の詳細を確認するとともに、労務管理体制の改善見込み、地域医療体制の観点からの特例水準の指定の必要性等を総合的に勘案して、医療審議会における審議を行う必要がある。

※良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）施行後の医療法を指す。

<評価結果の体系>

⇒医療機関の評価の一面にすぎず、医療機関の優劣を示す趣旨ではないことから、定型的な文章で示されることとなっている

1. 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。
2. 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。
3. 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。
4. 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があり、医師労働時間短縮計画案も見直しが必要である。
5. 労働関係法令及び医療法に規定された事項（必須項目）に関する医療機関内の取組に改善の必要がある。

2 申請医療機関の評価結果

評価結果	医療機関
1	高知大学医学部付属病院、高知県・高知市病院企業団立高知医療センター、高知赤十字病院
2	—
3	高知県立幡多けんみん病院
4	—
5	—

3 評価結果の公表

今回申請の4医療機関について、指定を行った場合には別紙のとおり公表を予定

No.	医療機関名	特定労務管理対象機関 指定種別【指定日】	医療機関勤務環境評価センターの評価結果			県による支援の方針
			通知日	評価結果	指摘事項・助言等	
1	高知大学医学部付属病院	特定地域医療提供機関 (B 水準) 連携型特定地域医療 提供機関（連携 B 水準） 【令和 6 年●月●日】	2023 年 7 月 19 日	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組みとして、DrJoy を用いた先進的な勤怠管理がなされている。労働時間短縮も進んでいる。	県に設置した医療勤務環境改善支援センターを通じた医療労務管理アドバイザーの訪問による相談対応や研修会の実施など各医療機関の状況に応じた必要な支援を行う。
2	高知県・高知市企業団立 高知医療センター	特定地域医療提供機関 (B 水準) 【令和 6 年●月●日】	2023 年 10 月 2 日	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取り組みとして労務管理体制の整備が十分なされている。労務時間短縮も進んでいる。	

No.	医療機関名	特定労務管理対象機関 指定種別【指定日】	医療機関勤務環境評価センターの評価結果			県による支援の方針
			通知日	評価結果	指摘事項・助言等	
3	高知県立 幡多けんみん病院	特定地域医療提供機関 (B 水準) 【令和 6 年●月●日】	2023 年 12 月 1 日	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取り組みとして、タスク・シフト／シェアは行われているが、勤務計画の作成に取り組むことが必要である。労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。	県に設置した医療勤務環境改善支援センターを通じた医療労務管理アドバイザーの訪問による相談対応や研修会の実施など各医療機関の状況に応じた必要な支援を行う。
4	高知赤十字病院	特定地域医療提供機関 (B 水準) 【令和 6 年●月●日】	2024 年 1 月 12 日	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取り組みとして、医師の面接指導実施体制は整備されているが、労働時間短縮に向けた研修に取り組むことが必要である。労働時間短縮に向けて、さらなる改善に向けた取組が望まれる。	